

笑顔をつなぐ情報誌

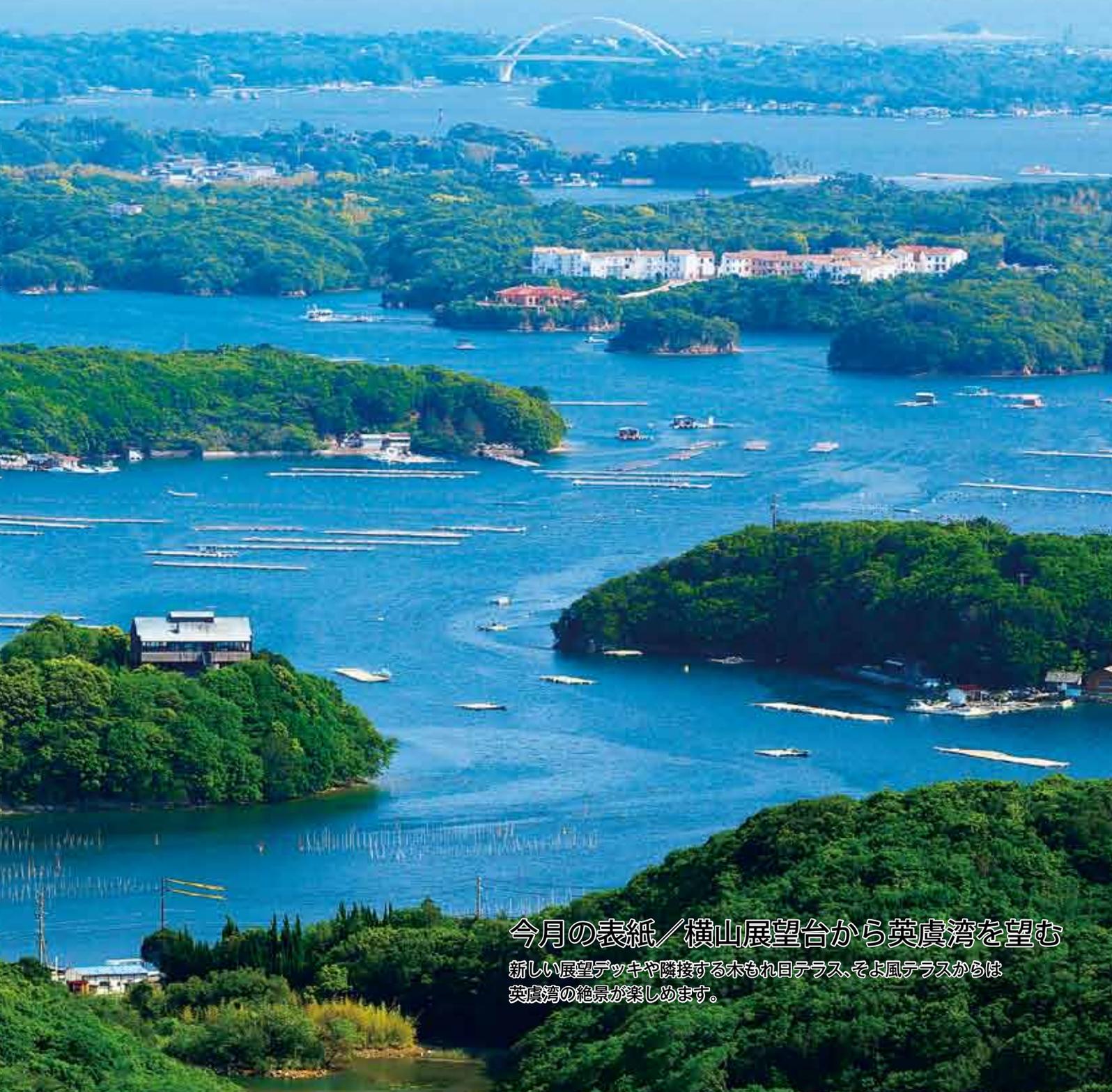


広報

しま

shima
2018.5
Vol.219

地方創生の事業について



今月の表紙／横山展望台から英虞湾を望む

新しい展望デッキや隣接する木もれ目テラス、そよ風テラスからは英虞湾の絶景が楽しめます。

志摩市創生総合戦略を改訂しました

市では、人口減少に歯止めをかけ、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を目的として国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的考え方や政策5原則をもとに、地方創生の実現に向けた「志摩市人口ビジョン」と「志摩市創生総合戦略」(以下、総合戦略)を策定しています。

このうち、総合戦略に関して、平成29年度版には42の具体的な施策を掲載していましたが、平成30年度版としてその内容を改訂し、事業の完了等による廃止・統合により4施策の減、新規で3施策の増となり、合計で具体的な施策は41へと見直しを行いました。

ここでは、今回の改訂により新たに追加された3つの施策と、以前から掲載されている一部の施策の募集内容や申請方法などについてお知らせします。

大学等との連携による人材育成推進事業

目的

志摩市と連携協力協定を締結している学校法人立命館、国立大学法人三重大学、学校法人辻料理学館等と連携し、学びの場として志摩市を活用していただくための環境整備に取り組み、市民との交流をはじめ、大学間や異業種間の連携を進めることで交流人口の拡大を図る。その中から導き出される地域課題の解決や地場産業の推進等に繋げていくための取り組みに関する支援を行い、志摩市に貢献できる人材を育成することを目的とする。

事業内容

大学生等にフィールドワークやインターンシップ、ゼミ合宿やスポーツ合宿等の学びの場として志摩市を活用していただくための環境整備を行うことで、交流人口の拡大を図る。さらに、学びの活動を通じて見えてきた地域産業をはじめとする諸課題を地域住民等とともに考え、新たな提案に繋げていく取り組みなどを通じて、志摩市に貢献できる人材を育成する。

志摩市の食材を活かした食育推進事業

目的

子どもたちが地元食材を使った給食を食べる機会を増やすとともに、志摩の「食」や生産者等との交流を通じて、子どもたちに地域の魅力に気づいてもらう。

事業内容

志摩産給食の日を毎月設け、志摩の食材を使った給食を提供する。また、この日にあわせ、生産者を学校に招待し生産者交流会を実施することで、生産者の意欲向上と子どもたちの一次産業への関心を高める。さらに、海産物料理のレシピを各家庭に配布することで、家庭においても海産物料理を積極的に取り入れてもらえるようきっかけづくりを行う。

御食国食文化展開事業

目的

御食国(みけつくに)としての歴史や食文化を活用し、食に関わる地域資源の付加価値を向上するとともに、地域内での経済循環を強化することで、地域の経済を支えている農林漁業や観光業の活性化と後継者の育成を図る。

事業内容

食に関わる国際的な教育機関であるイタリア食科学大学や辻調理師専門学校、立命館大学等の国内外の専門家と市内の食材生産者や料理人との連携を推進し、地域の食材や食文化が持つ価値の整理を行う。また、それらの地域資源が持つ価値を国内外に伝えていくためのスタディツアー(学びのプログラム)を構築し、事業化を進める。

若い女性が暮らしやすい 志摩づくり事業の参加者を募集します

志摩市が若い女性にとって住みやすい、働きやすい地域にするための方法を検討するためのワークショップメンバーを募集します。

応募資格 市内に在住し、平成30年4月1日現在で満20歳以上の女性

開催回数 全5回程度 ※夜間の開催を予定

報酬等 なし

申込方法 総合政策課窓口または市ホームページから指定の用紙を入手し必要事項を記入のうえ、郵送または持参

申込期間 5月25日(金)まで

若者の「集い」・「出会い」を目的とした イベントを応援します

補助対象事業 市内において開催されるイベントで若者が集まる機会または若者が出会う機会の創出を目的とした事業

補助対象期間 平成30年6月1日～平成31年3月31日の期間に実施されるものに限る

補助対象者 40歳未満で市内に在住、もしくは在勤する者または出身者が代表を務める団体

事業決定 書類審査によって決定します

申込方法 総合政策課窓口または市ホームページから指定の用紙を入手し必要事項を記入のうえ、郵送または持参

申込期限 5月25日(金)まで

奨学金の返済を補助します

大学等への進学のために奨学金を借り、現在返済中の人を対象に返済額の一部を補助します。

対象となる奨学金 ◆日本学生支援機構 第一種、第二種奨学金 ◆地方公共団体が運営する奨学金

補助対象者 下記の要件をすべて満たす人(ただし、地方公務員や国家公務員は対象外)

◆申請年度において30歳以下 ◆奨学金を遅滞なく返済していること

◆前年の4月1日以前(※)から住民登録があり、現に居住していること
(※前年の新卒者の場合は、5月1日以前から)

◆市内で就労していること ◆市税を滞納していないこと

補助金の額 前年度中に返済した奨学金の2分の1(上限20万円、繰上げ返済分は対象外)

申請方法 総合政策課窓口または市ホームページから申請書を入手し、必要書類を添付して郵送または持参

申請期間 6月1日(金)～6月29日(金)

クラウドファンディングを活用した市民主体のまちづくりを応援します

市では、クラウドファンディング(CF)を活用してまちづくりを行う市民や民間事業者を支援します。

募集概要 募集するまちづくり事業は次の4事業とします。

- ①観光まちづくり事業
- ②景観まちづくり事業
- ③多世代交流拠点づくり事業
- ④まちの賑わい創出事業

補助概要

【補助対象経費】①施設等の新設、改修または保全等の施設整備費とそれらに付帯する設計費および監理費
②CFに係る手数料または委託料

【補助要件】資金調達必要額の2分の1以上をCF目標額とし、CFが成立すること

【補助金額】資金調達必要額とCFによる調達額の差額とし、500万円を上限とします

【対象地域】志摩市内全域

事前相談 本事業の申請を検討している個人、団体または事業者は、必ず事前にご相談ください。

がんばる市民を応援する事業

資格取得奨励金

市が地域振興や産業振興に必要な資格として指定した資格又は免許を取得した人に奨励金を交付します。

交付対象資格 全国通訳案内士、唎酒師、野菜ソムリエ、観光コーディネーター、観光士、販売士(1級)、観光プランナー、観光特産士(1級)、日本さかな検定(1級・上級)、ベーシック・ライフ・セーバー、アドバンス・ライフ・セーバー

奨励金の額 最高50,000円 ※資格ごとに、額が定められています。

申請期間 資格取得後、60日以内

資格取得支援事業補助金

就職又は就労の際に必要な資格について補助金を交付します。

補助対象資格 厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座に掲げられている資格

補助対象経費 (1)資格取得に要した講座および研修の受験料、受講料および登録料

(2)資格取得に要した試験の受験料および検定料
補助金の額 取得に要した費用の20%(上限50,000円)

申請期間 資格取得後、60日以内

志摩市を元気にする創業支援事業

志摩市を元気にする創業支援補助金

創業や第二創業を行う個人や法人に対し、補助金を交付します。

補助金の内容及び金額

- ◆創業応援:融資額の2分の1以内(上限額50万円)
- ◆利子補給:融資利子(上限額10万円 最長1年)
- ◆家賃補助:借り受けた事業所の家賃の2分の1以内(上限額50万円 最長1年)

補助対象者 ※主な要件

- ◆指定の金融機関の支援を受けること
- ◆個人は市内に住民登録があること、法人は市内に事務所等を有すること
- ◆市税を滞納していないこと

※申請後、選考委員会による審査があります。

志摩市クラウドファンディング活用支援補助金

地域活性化に資する事業でクラウドファンディングを活用した資金調達を行う中小企業者等に補助金を交付します。

補助対象経費 掲載手数料、決済手数料等(上限額20万円)

補助対象者 ※主な要件

- ・法人…申請日に市内に事業所を有すること
- ・個人…申請日に市内に住民登録があること
- ・市税を滞納していないこと

申請時期 クラウドファンディングによる資金募集終了の日から14日以内

中小企業支援事業

商談会等出展支援事業補助金

販路拡大や新規需要開拓のための商談会等への出展に要する小間料に対する補助金を交付します。

補助金の内容及び金額

出展に要する小間料の2分の1:(上限額:国内10万円、国外20万円)

補助対象者

- ◆市内に主たる事業所を有すること
- ◆1年以上継続して事業を営み、又は行っていること
- ◆市税を滞納していないこと

小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金

日本政策金融公庫の融資制度を活用し経営改善等を図ろうとする市内の事業者に対して、市内事業者の経営基盤強化を目的とした補助金を交付する。

補助金の内容及び金額

- ・小規模事業者経営改善資金及び生活衛生改善貸付の利子補給
- ・利子補給期間は1年で、補給利率は融資額の1%以内(上限額20万円)。

※融資実行日が平成30年4月1日以降のものに限る。

補助対象者

- ◆市内に主たる事業所を有すること
- ◆個人は住所を有する市区町村の税に、法人は志摩市の市税に滞納がないこと
- ◆商工会又は生活衛生同業組合の経営指導を受けていること

シリーズ防災 その83

問い合わせ
地域防災室☎ 44・0203
✉ chikibosaisitsu@city.shima.lg.jp

FAX 44・5252

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました

日頃の備えの大切さは変わりません

気象庁は昨年10月に、静岡県から九州の太平洋側に延びる南海トラフで想定される、マグニチュード(M)8.9級の巨大地震が発生する可能性が高まった時に出す「南海トラフ地震に関連する情報」の概要を公表し、同年11月1日から運用を開始しました。

に、住民に対して広く警戒を促す「臨時情報」を発表するものです。

「臨時情報」は左の図のように、次の3段階により発表されます。①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合など。②南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。③大規模地震の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合。

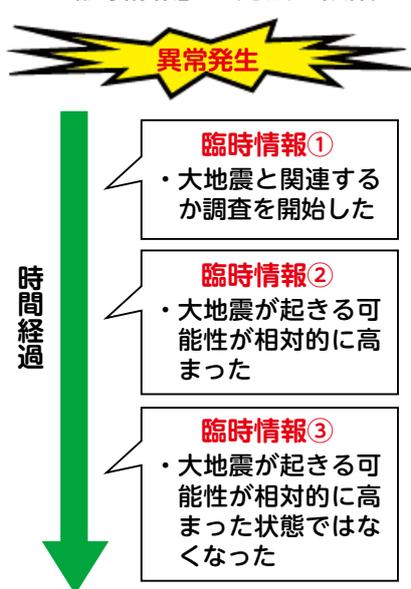
「南海トラフ地震に関連する情報」とは

南海トラフ地震の想定震源域全域で「M7以上の地震が発生した」場合や「M6以上の地震が起きて岩盤の急激なひずみを観測した」などの場合



南海トラフ地震の想定震源域
(地震調査委員会)

「臨時情報」の発表の段階



東海地震の予知困難という見解発表が契機

南海トラフ地震のひとつである東海地震に関しては、昭和53年(1978年)に施行された大規模地震対策特別措置法に基づき、事前に予知ができることを前提に対応の計画が立てられています。具体的には、首相が「警戒宣言」を発令して

市町村や事業者が住民の避難や鉄道の運行停止などの措置をとるといったものでした。しかし、昨年9月末に政府の作業部会が地震予知は困難との結論を出しました。これにより東海地震への対応に限った情報運用は凍結され、それに代わって新たに、今回の「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が始まりました。

国や県の当面の対応は？

「臨時情報」で大地震の可能性が示された場合、国の関係省庁は災害警戒会議を開いて対応を協議し、内閣府は国民に避難経路を確認することなどを呼びかけることになっています。また、これを受けて三重県は、「南海トラフ準備体制」をとり、地震への対応について県民への呼びかけなどを行うこととされています。市としても今後国が作成する予定の「南海トラフ地震に対する新たな防災対応」の発表後に、市民への呼びかけ方法、避難勧告などの発表、避難所の開設などについて具体的に検討する予定です。

日頃の備えの再確認を

東海地震に対しては、約40年間、予知が可能という前提で地震対策が行われてきました。しかし、正確な予知は難しいとの政策変換により現在は、南海トラフの一つの地域の地震として捉えられ、具体的な対応要領について改めて検討がなされることになりました。

科学技術の進歩や地震学の知見の向上による情報の入手要領が変化しても、日頃の備えの必要性和重要性は変わりません。家具の固定、避難経路の確認、非常持出し品の準備など、改めて準備と再確認をおきましょう。

地方創生シリーズ★ 取り組み事例紹介

志摩市では、地方創生事業の一環として、さまざまな取り組みを実施しています。このコーナーでは、その取り組み事例について紹介します。

総合政策課 ☎ 44・0205 ☎ 44・5252
sogoseisaku@city.shima.lg.jp

志摩市におけるガイド業の創出事業

まち歩きガイドツアー会社「遊ばんせ」が設立されました



市では、有償のガイド業という「しごとの創出」を目指し、ガイド業に対する関係者の理解を深め、志摩市の多様な自然や文化、地域ごとの街並みや暮らしなどを題材にしたガイドツアーという旅行商品を企画、販売することができる人材を養成するための講座を平成 28 年度から実施してきました。

この養成講座の受講者 5 名により「合同会社 遊ばんせ」が 3 月に設立されました。

鵜方地区や浜島地区のまち歩きを中心としたガイドツアーを展開しています。



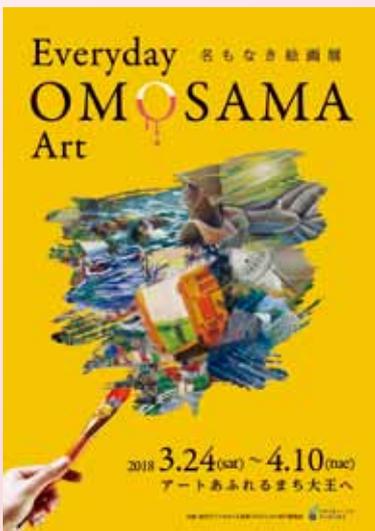
「合同会社 遊ばんせ」☎&☎ 0599・52・1230 ✉ asobanse@gmail.com

心豊かな暮らしを育む人材育成事業

『Everyday “OMOSAMA” Art』が開催されました

市では、東北大学と連携し、将来に渡り持続可能な心豊かな暮らしをデザインする「ライフスタイル変革プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトに参加する大王町波切地区の 10 代から 40 代で構成された市民グループにより「絵かきの町」らしくアートに囲まれた活気あふれるまちづくりを目指して「Everyday “OMOSAMA” Art」と題した絵画展が 3 月 24 日から 4 月 10 日まで開催されました。



展示された作品は、これまで大王町で開催された風景画コンクールに出展され、長年保管されていた中から厳選したものです。

“OMOSAMA”（おもさま）とは“たくさん”を意味する波切の方言で、タイトルどおり 70 点を超える作品が波切地区のいたるところに展示されました。



Q.31 横山展望台（天空カフェテラス）の展望デッキと隣接する展望台は、1つは「木もれ日テラス」、もう1つは？
①そよ風テラス ②こがらしテラス ③みなみ風テラス

正解は P21にあります。

5月12日は民生委員・児童委員の日です

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、志摩市では120人（平成30年2月1日現在）が活動しています。

○民生委員・児童委員は地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です

民生委員・児童委員は担当の区域において高齢者や障がいのある人の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、可能な範囲において、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配事など、様々な相談に応じます。相談内容によっては必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

○主任児童委員とは、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です

主任児童委員は子どもや子育て、妊産婦に対する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、志摩市では11人が活動しており、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての活動や児童健全育成活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員には担当の区域があります。お住まいの民生委員・児童委員をお知りになりたい人は地域福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課
☎ 44・0283 FAX 44・5260

平成30年度 31年度 手話奉仕員養成講座 受講生を募集します



手話で日常会話を行うために必要な語彙および手話の表現技術を習得した、「手話奉仕員」を養成するための講座を開設します。「手話を学びたい」という人は、この機会に勉強してみませんか。

講座を修了された人は、手話奉仕員として登録されます。

と き 毎回木曜日 19時～20時30分(90分) (祝日・盆・年末年始等を除く)

1カ月に3回～4回の開催で、平成30年6月から平成31年9月までの日程を予定しています。

と ころ 志摩市役所(401会議室) ※会場が変更となる場合があります。

講座内容 テキストに沿った講座と、手話を実践する実技を行います。それぞれ入門課程と基礎課程、さらに全6回の講義という構成になっています(全53講座)。

修了条件 全53講座のうち、38講座以上(70%以上)出席した人が修了となります。

対 象 市内に在住または在学・通勤している人で、

- ①これまで手話の学習経験がまったくない人、あるいは学習経験の少ない人
- ②カリキュラム課程のうち、入門および基礎課程の講座をそれぞれ70%以上出席できる見込みのある人

定 員 30名 ※定員を上回る応募があった場合は抽選とさせていただきます。

参加費 無料 ※ただし、主要テキスト代(3,240円程度)は受講生の実費負担。

申し込み・問い合わせ 受講を希望される人は、下記の連絡先に電話・FAXもしくはメールにて、住所・氏名・電話番号をご連絡ください。後日、地域福祉課より申込書を送付しますので、必要事項を記載の上、提出してください。

※メール・FAXでご連絡いただく際には、「手話奉仕員養成講座」の申し込みである事を明記してください。

地域福祉課 ☎44・0283 FAX 44・5260 chiikifukushi@city.shima.lg.jp

申し込み期限 平成30年5月31日(木)まで



木造住宅無料耐震診断等募集

耐震診断は、地震などの揺れによって住宅が受ける被害がどのくらい大きいか、安全かどうかを調べる事ができます。耐震診断をすることで、結果が評点(点数)で表され、住まいの弱点などがわかり、今後の耐震対策の材料とすることができ

ます。
市では、次のとおり無料耐震診断等の募集を行います。

【対象者】

・市内に住宅を所有する人または所有者の同意を得た居住者

【対象住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること
- ②延べ面積の半分以上を住宅として使用していること
- ③階数が3階以下であること
- ④在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法の住宅で、丸太組工法の住宅でないこと
- ⑤特別な認定を得た工法(プレハブ工法など)による住宅でないこと

【募集期間】

5月7日(月)から5月18日(金)受付は、先着順です。

【申し込み方法】

都市計画課(市役所3階17番窓口)、または各支所に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

お申し込みの際には、印鑑(認印)と課税課から送付された課税明細などの家屋の建築年、延床面積がわかる書類などがあれば、ご一緒にお持ちください。

◎診断時には、所有者等の立会いが必要となります。(代理可)

◎診断後、補強工事を強制することはありません。

耐震診断を行った結果、耐震性が低いと診断された人には補強工事をお勧めします。市では、補強設計を行う人、補強工事を行う人に補助金を交付しています。くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ

都市計画課
44・0305 FAX 44・5262
toshikeikaku@city.shima.lg.jp

【事前申込用】

平成30年度志摩市住宅リフォーム促進事業

住宅リフォームに対する助成金を交付します。

市内の関連産業の振興を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内業者が施工する住宅のリフォームを行う人に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

■募集期間／5月14日(月)～25日(金)

1. **助成金の額** リフォームに要した費用(消費税を除く)の10%に相当する額とし、10万円を限度とする(千円未満切捨て)。
2. **募集件数** 予算額300万円で助成金の額の上限が10万円のため30件以上
※件数は、それぞれの工事費により異なります。
3. **対象者** ※すべての要件を満たすこと。
 - (1)本市に住所を有し、居住していること。
 - (2)本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
 - (3)過去にこの助成金の交付を受けていないこと。
 - (4)助成を受けようとするリフォームについて、その他の公的制度による補助などを受けていないこと。
 - (5)本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。
4. **対象工事** ※すべての要件を満たすこと。
 - (1)「志摩市住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱」別表に掲げる工事内容であること。
※対象工事例:既存住宅の増改築、浴室・キッチン・トイレ等の改修、屋根の葺替、外壁の張替及び塗装、床材・内壁・天井の張替及び塗装、雨どい等の取替、建具の取替など。
 - (2)リフォームに要する費用(消費税を除く)が20万円以上であること。
 - (3)市内業者がリフォームに係る工事を施工すること。
 - (4)平成31年3月末までに完成する工事であること。
5. **申し込み方法** 「事前申込書」へ必要事項を記入し、都市計画課(3階17番窓口)へ直接ご提出ください(郵送等不可)。※事前申込書は、都市計画課窓口または市ホームページから入手できます。
6. **留意事項**
 - (1)予算額を超える申込みがあった場合は、後日、抽選会を行います。
 - (2)申込みが予算の範囲内であった場合は、5月31日(木)以降、先着順で受付します。
 - (3)事業の詳細は、「志摩市住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱」をご覧ください。
7. **申し込み・問い合わせ** 都市計画課 ☎ 44・0305 FAX 44・5262 ✉ toshikeikaku@city.shima.lg.jp

行政情報

『新しい里海創生』に向けた活動計画の募集期間を延長します

「新しい里海創生によるまちづくり」につながる活動をされている個人・団体の方は、提出をお願いします。
募集の延長期間 5月25日(金)まで
応募資格 実施者は個人・団体を問いません。「新しい里海創生によるまちづくり」につながる活動であれば応募していただけます。

応募方法 事業計画票(所定の用紙)に必要事項を記入の上、里海推進室に提出。FAX、メール可。

※事業計画票は、里海推進室及び各支所窓口で配布します。また、市ホームページ又は新しい里海のまち・志摩ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.satoumi.-shima.jp/>

問い合わせ 里海推進室

☎ 44・0206 FAX 44・5252

✉ satoumi@city.shima.lg.jp

課税課からのお知らせ 固定資産税及び軽自動車税の 納税通知書を送付しました

5月1日付で、平成30年度固定資産税及び軽自動車税の納税通知書を発送しました。

納税通知書に記載されている内容をご確認のうえ、納期限までの納付をお願いします。

ご不明な点があれば、課税課までお問い合わせください。

問い合わせ 課税課

☎ 44・0211 FAX 44・5261

✉ kazei@city.shima.lg.jp

志摩市空家等対策計画を策定しました。

今後は、急激に増え続ける空家問題の解決に向けて策定された本計画に沿って、さまざまな空家対策を実施していきますので皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 都市計画課

☎ 44・0305 FAX 44・5262

✉ toshikeikaku@city.shima.lg.jp

特別障害者手当等について

障がいのある人が自宅で介護・養育を受けている場合、次の手当を受けられることがあります。

手当を受けるためには、申請をして認定される必要があります。また、この制度には所得制限があります。

特別障害者手当

対象 重度の重複障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の人。
 ※施設入所している人、または病院等に3ヶ月以上入院している人は対象になりません。

支給額 月額26,940円

障害児福祉手当

対象 重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする状態にある20歳未満の人。

※施設に入所している人、障害年金等を受給している人は対象になりません。

支給額 月額14,650円

問い合わせ 地域福祉課

☎ 44・0283 FAX 44・5260

ビニールハウス購入を助成します

たくさんの志摩産野菜を生産して販売していただくため、農業用園芸ハウス(ビニールハウス)を新たに設置される方に対して助成を行います。

対象 ・市内在住
 ・市内にビニールハウスを新たに設置する人
 ・野菜の販売をしている人

助成額などくわしくはお問い合わせください。

問い合わせ 農林課

☎ 44・0288 FAX 44・5262

✉ norin@city.shima.lg.jp

第5期志摩市障がい福祉計画・ 第1期志摩市障がい児福祉計画・ 志摩市障がい者(児)計画 【中間見直し】を策定しました

この3種類の計画を一体的に推進することにより、全ての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者(児)福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

なお、本計画は、市ホームページと地域福祉課および各支所で閲覧することができます。

問い合わせ 地域福祉課

☎ 44・0283 FAX 44・5260

✉ chiikifukushi@city.shima.lg.jp



工業統計キャラクター
コウちゃん



平成30年工業統計調査を実施します

- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

心身障害者(児)福祉給付金のお知らせ

対象者

平成30年4月1日現在
 身体障害者手帳1～3級の者(児)
 療育手帳総合判定Aの者(児)
 精神障害者保健福祉手帳1・2級の者(児)

必要書類

申請書兼同意書(未提出者・新規対象者のみ必要。対象となる人に送付します)

※平成30年1月1日以降に転入された人は、前住所地の世帯全員の市町村民税(非)課税証明書が必要。

※平成22年度から29年度の間申請書兼同意書を提出していただいた人は、今回、提出の必要はありません。(振込口座の変更を希望する場合は地域福祉課までお問い合わせください)

提出期限 6月29日(金)※期限厳守

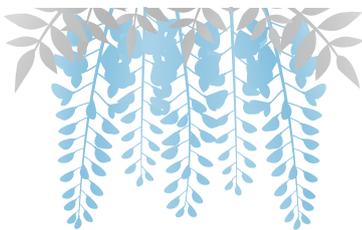
提出先 地域福祉課および各支所

支給額 課税世帯 年額8千円
 非課税世帯 年額1万2千円

支給日 8月31日(金)

問い合わせ 地域福祉課

☎ 44・0283 FAX 44・5260



市・県民税「特別徴収」の決定通知書を発送します

特別徴収は、事業主が給与を支払うときに、毎月の給与から個人市民税・県民税を6月から翌年5月までの年12回に分けて徴収し、従業員に代わって納付していただく制度です。

事業主の皆さんへ

平成29年中の所得に対する個人市民税・県民税の特別徴収決定通知書は、5月中旬に発送予定です。

特別徴収義務者(事業所)用の通知書には、6月以降に従業員それぞれの毎月の給与から徴収する税額とその合計額などが記載してあります。

納税義務者(従業員)用の通知書は、開封せずに従業員に配布してください。

なお、従業員に退職などの異動があり、特別徴収できなくなった人がいる場合、通知書に同封されている書類により報告いただく必要がありますので、所要事項を記入して課税課市民税係へ提出してください。

問い合わせ 課税課

☎ 44・0211 FAX 44・5260

市政懇談会を開催します

平成30年度市政懇談会を開催します。ぜひご参加をお願いします。

とき 5月10日(木)19:00～

ところ 阿児アリーナベイホール

問い合わせ 人権市民協働課

☎ 44・0227 FAX 44・5260

6次産業化に取り組む生産者を支援します！

市内の農産物や水産物を加工して新たな商品を開発して販売したい、販路を増やしたいなど、6次産業化の取り組みを支援します。取り組んでみたいけど、どうしていいかわからないという人でもお気軽にご相談ください。

事業計画を作成し、承認されれば、助成金を受けることもできます。

申し込み 5月1日(火)から随時

対象 ・市内在住
 ・市内の農産物・水産物を取り扱う一次生産者

問い合わせ 農林課

☎ 44・0288 FAX 44・5262

✉ norin@city.shima.lg.jp

隼人芋のウイルスフリー苗配布！

隼人芋(きんこいも)を50本以上栽培していただける人を対象に、ウイルスフリー苗を無料配布します。くわしくはお問い合わせください。※本数は50本以上のご希望の本数を予定していますが、変更する場合があります。

申し込み 5月21日(月)まで

対象 ・市内在住
 ・きんこ・隼人芋の販売をしている人
 ・50本以上栽培していただける人

問い合わせ 農林課

☎ 44・0288 FAX 44・5262

✉ norin@city.shima.lg.jp

森林に関する制度などのお知らせ

○森林法に基づく届出(許可)

(1) 伐採および伐採後の造林の届出制度

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合(転用を目的とする場合を含む)伐採30日から90日前に伐採および伐採後の造林の計画の届出を市町村長に行うことが義務づけられています。また、平成29年4月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った人は、造林後30日以内に市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要となりました。

ただし、保安林における立木の伐採については都道府県知事の許可、届出が必要となります。また、1ヘクタールを超える森林における土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為は、都道府県知事の許可(林地開発許可)が必要となります。

(2) 森林の土地の所有者届出制度

平成24年4月以降に、新たに森林の土地の所有者となった人は、市町村長への届出が義務づけられています。

届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

詳しくはお問い合わせください。

農林課 ☎ 44・0288 FAX 44・5262

✉ norin@city.shima.lg.jp

問い合わせ

(保安林) 県伊勢農林水産事務所 森林・林業室 森林保全課

☎ 0596・27・5173

(林地開発許可) 県農林水産部治山林道課

☎ 059・224・2573

志摩市民病院だより

問い合わせ

志摩市民病院

FAX 7272・5555
3949

◆第2回志摩市民病院

臨床実習生卒業식을3月

16日(金)に行いました。

「学生たちが、志摩市の未来を助ける」

「地域の医療人は地域住民の手で育てる」

当院は3年前より大学生、専門学生の実習先選ばれています。三重大学、四條畷学園大学、鈴鹿医療科学大学、あいち福祉医療専門学校、東海医療科学専門学校、伊勢志摩リハビリテーション専門学校などの医学生や看護学生、リハビリ学生が1カ月から2カ月間、志摩市に住みながら当院で勉強しております。平成28年度から、当院で実習を終え、学校を卒業し、社会人となる学生たちのために卒業式を当院で行っております。

現在、医師や看護師は都会へ集中し、田舎の病院はなくなる一方です。病院がなくなれば、当然そこに住んでいる市民は困ります。志摩市も例外ではありません。それを解決するために、当院では学生教育に力をいれています。三重大学の医学部に関

しては、学生6人に1人は志摩市民病院で実習をするという、人気病院になりました。平成29年度は合計77名の実習生を受け入れています。今年の卒業生代表の挨拶のスピーチです。

「私は志摩市民病院に実習を行いに来たわけではなく、志摩市に実習に来ていたと思っています。それだけ、病院外で市民の方々にお世話になりました。」だから、必ず恩返しをしに帰ってきます。」

志摩市を好きになり、志摩市に思い入れのある学生が、将来の志摩市を支える医療人として活躍する。これほど私たち市民にとって、うれしいことはありません。安心なことはありません。平成28年度に当院で実習をした学生が、平成29年度から当院のスタッフとして働いています。平成30年度も2人の実習生が当院に就職しました。

これからも当院に来る実習生のお世話、応援をよろしく願います。

志摩市民病院長 江角 悠太

税の公平性を保つため滞納処分をしています

市税を滞納するとどうなるの!?

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押えなければならない」と定めています。

また、納期限を過ぎた市税には、納期限の翌日から納付の日までに、法律の定めによる延滞金が加算されます。平成30年中は、納期限経過後1か月の間は年率2.6%、それ以降は8.9%の割合で加算されるため、平成30年度固定資産税1期(平成30年5月31日納期限)税額50,000円を平成30年12月10日に納付した場合、2,000円の延滞金が発生します。

市では市税の未納者に対して督促状や催告書を送付するなど、より早い時期に納付していただけるようお知らせをしています。それでも納付、相談等されない場合などには、納期限内に納付された人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・不動産など)を差し押さえ、換価処分して滞納税などに充てることになります。

過去3年間の差押件数

単位:件

	不動産	預貯金	年金 給与	保険	国税 還付金	その他
平成27年度	46	283	74	36	58	10
平成28年度	41	441	77	90	39	36
平成29年度	41	352	68	87	53	26

「税金」は、さまざまな住民サービスを提供するための大切な財源です。税金を滞納されることで、滞納整理のために本来は必要としない費用がかかることになります。

みなさまの生活をより豊かで安定したものにするため、税金は納期限内に納付しましょう。

事情があり、納期限内に納付することが困難になった場合は、未納税を放置することなく、ご相談いただくようお願いします。

<市税納付についての問い合わせ>

収 税 課 ☎ 44・0212

保険年金課 ☎ 44・0213

～志摩市県立高校だより～ いま、水産高校がおもしろい!

2つの学科、5つのコースで海、船、魚のスペシャリストの育成をめざします。1年生では幅広く水産に関する基礎を学び、2年生からは興味や進路にあわせてコースを選択し、より専門性の高い学習を行います。

専門性を高めることで、進路への目的意識を明確にし、よりレベルの高い資格取得をめざし、職業人としての実践力を高め就職への強みとします。また、大学進学においても、その専門性を生かして進学することができます。

13 いま、水産高校がおもしろい!・資源とごみ通信

1年生	2年生・3年生 <small>2年生よりコース別で学習</small>	専攻科 <small>本科卒業ののち、さらに2年間上位の勉強をして、海・船・魚に関する知識と技術を身につけます。</small>
<p>海・船のプロになる</p> <p>海洋・機関科 (40名)</p> <p>航海と水産・海洋工学分野の基礎を学びます。</p> <p>共通の専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水産・海洋基礎 ●海洋情報技術 ●船舶運用 ●船用機関 ●海洋技術(学) 	<p>海洋コース</p> <p>船舶・漁業についてのスペシャリストを育成し、海技士(航海)をめざします。</p> <p>主な専門科目 ●航海・計器 ●船舶運用 ●漁業 ●ダイビング ●総合実習(航海実習、マリンスポーツ等)</p> <p>機関コース</p> <p>船舶機関を使いこなすエンジニアを育成し、海技士(機関)をめざします。</p> <p>主な専門科目 ●機械設計工作 ●電気理論 ●総合実習(航海実習、機械工学実習等)</p> <p>水産工学コース</p> <p>海洋全般の工学分野について学びます。</p> <p>主な専門科目 ●機械設計工作 ●電気理論 ●水産工学(学) ●総合実習(機械工作実習)</p>	<p>漁業専攻科 海技士(航海)のプロを養成</p> <p>本科3年間の経験を生かし、さらに上位の国家資格である三級海技士(航海)の資格取得をめざします。将来、船長や航海士として活躍できるプロフェッショナルを養成します。</p> <p>機関専攻科 海技士(機関)のプロを養成</p> <p>乗船実習等で即戦力となる技術者を養成します。三級海技士(機関)の国家資格取得をめざします。将来、船舶機関士として活躍できるプロフェッショナルを養成します。</p> <p>海洋・機関科、水産資源科とも、1年生で学んだ基礎をもとに、それぞれの興味や関心、希望の進路に応じて、コースを選べます。</p>  <p>実習船 しろちどり</p>
<p>魚・食品・真珠のプロになる</p> <p>水産資源科 (40名)</p> <p>資源増殖分野と食品加工分野の基礎を学びます。</p> <p>共通の専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水産・海洋基礎 ●海洋情報技術 ●アクアデザイン基礎(学) ●食品製造基礎(学) 	<p>アクアフードコース</p> <p>食品製造・加工技術や流通について学びます。</p> <p>主な専門科目 ●食品製造 ●応用調理(学) ●総合実習(食品加工等)</p> <p>アクアデザインコース</p> <p>資源増殖、海洋環境、アクアリウム、パールジュエリーについて学びます。</p> <p>主な専門科目 ●アクアデザイン(学) ●パールデザイン(学) ●総合実習(魚類養殖、真珠の宝飾等)</p>	<p>クラブ活動</p> <p>野球部、ボクシング部、相撲部、ラグビー部、バスケットボール部、卓球部、バドミントン部、空手部、写真部、家庭部、ビジネス部、茶華道部、生物部、ゴルフ同好会、人権サークル、(スイコーキッズ)</p>

資源とごみ通信

分別方法を再確認しましょう ～新聞紙と折込チラシ～

新聞紙と折込チラシは、一緒にひもで十文字にしばって集積所に出してください。段ボール箱、紙袋、ビニール袋などに入れて出さないでください。

※回収日が雨天の場合でも、ビニール袋などに入れる必要はありません。

十文字に
しばって



箱や袋に
入れない

問い合わせ ごみ対策課(エコフレンドリーはまじま内)

☎ 53・1410 FAX 53・1411

✉ gomitaisaku@city.shima.lg.jp

シリーズ

医療・福祉・介護の現場から

第71回

志摩地域医療福祉センター

事務部

にしやま
西山さとみ
聡美

今年の4月に介護報酬の改定がありました。

介護報酬は3年毎、医療報酬は2年毎に改定が行われます。そして介護と医療の同時改定は6年毎に行われ、今年がその年にあたりました。

今回の介護報酬改定は、在宅や地域中心の医療や介護の流れを受け、病院・地域の医師・介護との連携が重視されています。豊かな在宅生活の維持につながるよう、それぞれの介護施設の持つ特性に特化し、その役割をより明確化した点を評価する傾向になりました。

当施設も介護老人保健施設として開設から地域のニーズに合わせたサービスの提供に努めてきました。新たな改定内容に沿った業務改善や管理書類の変更などが必要となり、更なるサービスの向上を目指し、より地域に貢献していく励みになります。

また、今回の改定にもない利用料金やサービス内容に変更もありません。わからないこと、不安等、いつでもお気軽にお声掛け下さい。



センター長

たばた
田畑
よしき
好基

毎週がゴールデンウィーク

ただ今、ゴールデンウィークが終わったところでしょうか。

自分でも若い頃とか子どもが小さい頃はいろいろ計画を立てて楽しんでいました。でも観光地とかはとても人が混雑していて大変でした。

年月が経って、自分も年を取り、子どもも大人になり、別居している現在ではゴールデンウィークと言っただけの連休となりました。さらに年を取って、仕事も引退したりすると、毎日がお休みで、毎週がゴールデンウィークのようになるのでしょうか。

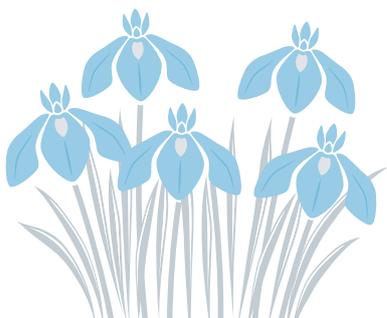
それで普通に暮らすと、毎週が同じような週で、同じように過ごすばかりとなり、週ごとの変化や楽しみがなくなってしまうのかもしれない。

現在すでに高齢者となり毎日がお休みの方は、生活の変化や楽しみを意識して作る事が大切なのではないでしょうか。

ご自分の年代や生活環境を今一度見直して、なにを楽しめるのかとか、どんなことができるのかとか考えてみてください。

毎週の季節がらや自分の体の具合等も考え合わせて、そのような生活を繰り返していくと、新しい楽しみや生きがいを見つけれられるかもしれません。

一週一週を大切に、毎週がゴールデンウィークだと思つて、充実した生活を見出しましょう。



伊勢やすらぎ公園 第2期新区画墓所分譲開始!

バリアフリー墓所・全区画南向
前面通路インターロッキング
2m² 19区画・3m² 20区画 先着順販売開始
平成30年6月1日(金)9時から

一般財団法人 伊勢市霊園公社
〒516-0045 三重県伊勢市旭町444番地1
TEL/FAX0596-28-3367



思いやりもブレンド

志摩市では平成29年4月から月に1回、川辺コミュニティセンターで認知症カフェ「志摩オレンジ」を実施しています。認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが参加できる「集う場」として、参加者がお茶を飲みながら会話を楽しんだり、ほっと一息ついてゆったりした時間をすごせるよう、地域包括支援センター職員と市民ボランティアがカフェのスタッフとして対応しています。

4月5日、県立志摩高校の漫画・文芸研究部から、志摩オレンジに寄附をいただき贈呈式を行いました。

以前から次代の地域の担い手である高校生と地域包括支援センターが一緒に取り組めることはないかと相談していた結果、広報しまの地域包括支援センターのコーナーの4コマ漫画を担当してくれることになり、部員の皆さんが「認知症サポーター養成講座」を受講しました。そのようなか、文化祭の収益から福祉のために何か寄附させてほしいとの申し出があり、志摩オレンジで使用するコーヒー



メーカーを寄附していただくことになったのです。カフェに来た皆さんがこのコーヒーメーカーで淹れた、思いやりがブレンドされたおいしいコーヒーを片手にゆったりと会話を楽しみ、笑顔で過ごしている、そんな姿が思い浮かびます。

志摩高校漫画・文芸研究部の皆さん、本当にありがとうございます。

志摩市長 竹内千尋



地域包括支援センターかわら版

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを総合的にサポートします!!

志摩市地域包括支援センター 市役所1階 ⑤番窓口 介護・総合相談支援課内
☎ 44・0284 FAX 44・5260 ✉ kaigosogo@city.shima.lg.jp

いろは出前講座 ぜひご活用ください!!

地域包括支援センターでは、認知症や高齢者の権利擁護、介護予防に関する出前講座を実施しています。

高齢化が進む地域の中で、自身でできることや地域のみなさんで支えあうための「いろは」を学びませんか。

講座内容や実施希望など、気軽にお問い合わせください！
(講座の出前先は、5人以上の集まりとさせていただきます)

出前メニューはこちらです♪



- 講座【い】 認知症サポーター養成講座
- 講座【ろ】 ステップ① 忘れん脳教室
- 講座【は】 ステップ② もの忘れ予防教室 (もの忘れチェック有)
- 講座【は】 あんしん・あんぜん暮らし講座
- 講座【に】 介護予防シリーズ しっかり貯筋教室 (運動機能向上)
- 講座【ほ】 介護予防シリーズ 栄養バランス教室 (低栄養予防)
- 講座【へ】 介護予防シリーズ 歯つらつ教室 (口腔機能向上)
- 講座【と】 介護予防シリーズ こころの健康教室

おほうさんとがっちゃん

志摩高校漫画・文芸研究部





事業	とき	ところ
育児サークル わらじっこ	毎週金曜	9時30分～11時30分 大王公民館 ☎ 72・2468
園庭開放	毎週月～金	9時30分～11時 志摩幼保園 ☎ 85・3217
	毎週火曜・木曜	9時30分～11時30分 大王幼保園(大王保育所) ☎ 72・0529
	毎週水曜	9時30分～11時 浜島幼保園 ☎ 53・0069
	10日(木)	9時30分～11時 ひのぞが丘保育所 ☎ 55・0577
	24日(木)	9時30分～11時 ひまわり保育所 ☎ 55・0177
	10日(木)	9時30分～11時 磯部幼保園 ☎ 55・2347
	2日(水) 16日(水)	9時30分～11時 立神保育所 ☎ 45・2704
	22日(火)	9時30分～11時 えがお志摩保育園 ☎ 45・8600
9日(水)	9時30分～11時 鵜方保育所 ☎ 43・0156	

※えがお志摩保育園の園庭開放は、1週間前までに電話予約が必要です。

志摩子育て支援センター ☎ 85・0940

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎ 44・1117

事業	とき
センター開放	毎週月～金 9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談	

磯部子育て支援センター ☎ 55・1741

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時
ひよこクラブ	15日(火) 10時～11時

浜島子育て支援センター ☎ 53・1220

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー 160

企業と人権

職場からつくる人権尊重社会

人権市民協働課 ☎ 44・0227
FAX 44・5260

『企業は、雇用を創出し、社会に豊かさや活力を生み出す上で、大きな役割を果たしています。企業の活動は、市民社会の多くの部分に深く関わっており、企業なくして現在の私たちの生活はもはや成り立たないと言えるでしょう。』

一方で、長時間労働による過労死、セクハラやパワハラなどのハラスメント(嫌がらせ)、不当な差別など、企業が関わる様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられることがあります。こうした人権問題への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。そのため、すべての人々が持っている固有の権利である「人権」の観点から企業活動を見直そうとの動きが国内外において高まっており、企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)に対する関心の高まりと相まって、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり、職場内で人権に関する研修を行う企業も増えてきています。*

また、『国や地方公共団体は様々な人権啓発活動を行っています。』

企業も人権啓発において大きな役割を果たすことができます。多くの人々にとって企業は生活の大きな部分を占める場所ですし、また人々は消費活動などを通じて企業に影響を与えているからです。企業の人権啓発への取組としては、従業員や役員に対して人権啓発の研修会を実施したり、企業内外に向けた発行物に人権啓発記事を掲載したりするなど、様々な手法があります。積極的な人権啓発活動は企業に対する大きな社会的評価につながります。*

職場から人権尊重意識を育ていくことは、企業の価値を高めるためにも、働きやすい職場づくりにも大切なことです。

法務省では、企業と人権をテーマに人権啓発教材冊子及びDVD(「企業と人権」職場からつくる人権尊重社会)を制作しました。冊子は人権ライブラリーのホームページでも公開されており、DVDは市役所で貸し出しできますので、これらの啓発教材を利用し、職場内での人権研修に取り組んでみてはいかがでしょうか。

※平成29年度法務省委託人権啓発教材「企業と人権」職場からつくる人権尊重社会(企画:法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会、制作:公益財団法人人権教育啓発推進センター)より引用

きて!みて!よんで! みんなのとしょかん・しりょうかん

新しく入った本を紹介します(★は児童書です)

100歳のほんとうの幸福

よしざわひさこ
吉沢久子/著【エッセイ】

「おしゃれは清潔感が一番大事」「眠れぬ夜はブランデーと深夜放送」「もしものときの対策は万全に」。100歳の家事評論家が実践している楽しく生きるヒントを紹介。

★かぜかぜかぜ

やまた みつこ
山田美津子/作【絵本】

うきうきしてくる春の風、アイスクリームも溶かす夏の風、落ち葉を舞いあげる乾いた秋の風、痛いほどつめたい冬の風。季節ごとに姿を変え、四季をはこんでくる風を描く。

オーロラの話を楽しもう

あかせ ふしゆんいち
赤祖父 俊一/著【地球】

オーロラの放電現象を生ずる宇宙の発電機はどこにあるのか?どのようにして発電が起きるのか?オーロラという壮麗な宇宙現象を60年かけて研究してきた記録。

★コーヒー豆を追いかけて

はら だ かずひろ
原田一宏/著【社会】

熱帯や亜熱帯で広く栽培されるコーヒー豆は、世界中に輸出されている。コーヒー豆を調べて見えてきた、地球上のさまざまな問題とは?

イベント案内

館室名	とき	内容
市立	5月21日(月)11時~	おはなし会(赤ちゃん向け)
	6月2日(土)9時30分~12時	おりがみくらぶ
	6月2日(土)11時~	おはなし会
	写真展「ふるさと公園で見られる野鳥たち」開催中	
志摩	5月26日(土)14時30分~	よみきかせ会
	6月6日(水)11時~	よみきかせ会(赤ちゃん向け)
磯部	5月19日(土)13時30分~	古文書学習会

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		5/1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

○市立図書館休み □市立・志摩・磯部休み
△志摩・磯部・大王・浜島休み

こどもの読書週間スタンプラリー 開催中

市立図書館と志摩図書室では5月13日(日)まで、こどもの読書週間にあわせスタンプラリーを開催しています。図書館の本を5冊読んで、感想を書くと参加賞をプレゼント。



志摩市歴史民俗資料館・磯部図書室からのお知らせ

紹介
します

常設展

「鵜方浦の漁業」

「失われゆく過去の姿や老人よりの聞き伝えの昔話、自ら体験した事などを絵にして後世に残したい」と鵜方出身の故・西尾與平治さん(明治38年生)が描き残された200枚近い絵の中から漁業に関するもの12枚をパネル化し、漁具と共に展示しています。

また西尾さんの絵は昨年11月、ご家族が『傘寿の思い出』と題して上・下巻にまとめて出版され、市立図書館と磯部図書室に寄贈していただきました。

画集には主に昭和初期から30年代の、生業とくらしが解説文と共に、生き生きと描かれています。磯部図書室で、借りることができます。是非ご利用ください。



募 レクリエーション スポーツ教室 受講生募集

志摩市スポーツ推進委員によるレクリエーションスポーツ教室を開催します。
とき 5月8日(火)開講
 毎月第2・第4火曜日(休講日あり)
 19時30分～21時30分
 ※くわしくはお問い合わせください。
ところ 磯部ふれあい公園総合体育館
内容 ビーチボールバレーなど
対象 20歳以上の市民
受講料 無料(スポーツ保険への加入が必要となります)
定員 約40人
申し込み方法 生涯学習スポーツ課、磯部ふれあい公園の窓口で申し込みください(電話での申し込みは不可)。
問い合わせ 生涯学習スポーツ課
 ☎ 44-0339 FAX 44-5263

募 学校給食センターの臨時職員(調理員)を募集します

学校給食センターの臨時職員(調理員)を募集します。調理師免許等の資格は必要ありません。勤務時間は午前7時30分から午後4時の間の7時間です。詳しい内容はお問い合わせください。
問い合わせ 志摩市学校給食センター
 ☎ 43-4735

ポリテクセンター伊勢

再就職を希望し公共職業安定所に求職申し込みをしている人を対象に、ものづくり分野に特化した職業訓練を実施します。
訓練科名 CAD・NC技術科、機械加工技術科(概ね45歳未満の人)
問い合わせ ポリテクセンター伊勢
 ☎ 0596-37-3121

募 平成30年度 美化パートナー事業 活動自治会を募集 ～みんなのまちを美しく～

平成30年度に市の管理する道路や河川、公共施設及び公共空地等の除草、伐木、清掃活動等をボランティアで行っていただける自治会を募集します。
支援対象となる活動 市が管理する道路・河川・公共施設及び公共空地等の隣接私有地から伸びる雑草、木等により交通、生活に支障が生じる箇所について、自治会が所有者に承諾を得たのちに、草刈り、伐木、清掃活動等を行う際の活動。
支援内容 作業の内容・規模により、必要となる消耗品(軍手・ゴミ袋・サライ・草刈機用替刃など)・燃料費・賃借料(高所作業車等)・ゴミ処分料の費用の一部を市が助成。
申し込み手続き 希望される自治会は、作業届出書を作成し提出。(書式は建設整備課の窓口、または市ホームページ例規集に有ります)
 作業終了後に完了報告書類を提出。
募集期間 5月1日(火)～5月15日(火)
問い合わせ 建設整備課
 ☎ 44-0304 FAX 44-5262

台湾東部地震に対する 新城郷支援金のお礼と報告

市と市国際交流協会が合同で実施した募金活動について、皆さまより心温まるご支援を頂戴いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。
 あわせて、今回の募金活動について下記のとおりご報告いたします。
【支援金の募集期間】
 2月8日(木)～3月30日(金)
【最終募金額】908,633円
 なお、お預かりいたしました募金は、すべて、新城郷に直接お渡しをして、現地での復興支援にあてられます。
問い合わせ 人権市民協働課
 ☎ 44-0227 FAX 44-5260

お知らせ

「募集」「お知らせ」など役立つ情報をお知らせします

募 第58回 伊勢えび祭 じゃこっぺ踊り 参加連 募集

伊勢志摩に初夏を告げる「伊勢えび祭」。軽快なリズムに合わせ、気の合う仲間と楽しく飛び跳ねてみませんか。
とき 6月2日(土)
 18:00～21:00
ところ 浜島海浜公園
参加条件 10人以上のグループでお申し込みください。(コンテストの対象)
参加費 ¥3,000(1連あたり)
 ※寄付扱い
募集期間 5月10日まで
 くわしくはお問い合わせください。
申し込み・お問い合わせ
 伊勢えび祭保存会 事務局
 ☎ 53-3330 FAX 53-2933
 ✉ iseebi48@iseebi-onsen.com

募 第58回 伊勢えび祭 ボランティア運営 スタッフ募集

伊勢えび祭ボランティア運営スタッフを募集します。
とき
 6月1日(金) 9:00～17:00 準備
 6月2日(土) 9:00～21:00 設営ほか
 6月3日(日) 9:00～12:00 片付け
ところ 浜島海浜公園 集合
応募条件 年齢…中学生以上
募集期間 5月10日まで
 くわしくはお問い合わせください。
申し込み・お問い合わせ
 伊勢えび祭保存会 事務局
 ☎ 53-3330 FAX 53-2933
 ✉ iseebi48@iseebi-onsen.com

平成30年度 自衛官募集案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日
技術海曹・空曹	20歳以上の者で国家免許資格取得者等	4月20日～5月25日	6月22日
技術海上幹部・航空幹部	大卒以上の者で応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、2年以上の業務経験のある者	4月20日～5月25日	6月25日
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の者	7月1日～9月7日	1次 9月21～23日 2次 10月12～17日 ※いずれか1日を指定されます。
自衛官候補生	男子・女子 18歳以上27歳未満の者	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。

阿児アリーナ リニューアルオープン

昨年7月から実施していました大規模改修工事が完了し、4月1日に阿児アリーナがリニューアルオープンしました。

志摩市の生涯学習・文化・スポーツの中心施設として、これからも阿児アリーナをぜひご利用ください。



阿児ふるさと公園の遊具も新しくなりました！



阿児ふるさと公園の既設遊具を修繕し、新たに複合遊具を設置しました。

※ルールを守ってご利用ください。小さなお子様が遊ぶ際には、必ず保護者の付き添いをお願いします。

問い合わせ 阿児アリーナ ☎ 43・7000 FAX 43・7003 ✉ a-arena@city.shima.lg.jp

今月の相談事業など

種目	内容・対象	相談員など	日程	場所	申し込み・問い合わせ
家庭児童相談室	18歳未満の子どもについての相談。電話での相談も可能。	家庭相談員など	平日 9時～12時 13時～16時	市福祉事務所	家庭児童相談室 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
母子・父子相談、女性相談	ひとり親家庭・寡婦からの相談。女性からの相談（配偶者からの暴力についてなど）。電話での相談も可能。	母子・父子自立支援員、女性相談員	平日 9時～12時 13時～16時	市福祉事務所	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
市こころの相談	こころの病やこころの健康づくりについて	保健師	5月16日(水) 9時～12時、13時～16時 ※要予約(5月15日(火)12時まで)	保健センター (サンライフあじ3階)	健康推進課(保健センター) ☎ 44・1100 ※随時相談も行っています。
行政相談	国の行政に関する意見や要望をお聞かせします。 ※総務省では、毎日相談を受け付けていますので、ご利用ください。	行政相談委員	5月9日(水) 13時30分～15時	浜島生涯学習センター 2階 小研修室	総務課 ☎ 44・0201 FAX 44・5252 総務省 三重行政監視行政相談センター・行政監視行政相談課(行政苦情110番) ☎ 0570・090110
			5月10日(木) 13時～15時	大王公民館 2階 小会議室	
			5月14日(月) 13時～16時	市役所本庁 4階 404会議室	
			5月15日(火) 13時～16時	磯部健康福祉センター 「かがやき」相談室	
			5月16日(水) 13時～16時	志摩文化会館 2階 研修室	
出張年金相談	年金に関する相談	社会保険労務士	5月10日(木) 10時～15時	志摩市商工会館	日本年金機構伊勢年金事務所 ☎ 0596・27・3601
就労相談	就労支援 対象：児童扶養手当受給者	就職支援ナビゲーター 他	第4水曜日 ※変更となる場合があります	市役所 202会議室	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260 ※母子・父子自立支援員による事前聞き取りあり
不動産に関する相談	宅地建物取引に関する相談	宅地建物取引士	平日10時～16時(予約受付) ※相談は予約制です	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部 (伊勢市勢田町472)	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部 ☎ 0596・24・1685
こころの健康相談	こころの健康相談	精神科医	5月24日(木) 13時30分～15時20分 ※相談は予約制です	三重県伊勢庁舎 ヘルスサポート室	伊勢保健所 地域保健課 ☎ 0596・27・5148
健康づくり出前教室	「お口の健康づくりについて考えよう」「オリジナル体操の紹介」「ストレスとの上手な付き合い方」など 志摩市民で構成された団体または関係機関(概ね5人以上)	保健師、栄養士、歯科衛生士など	6月1日～2月28日 平日 9時～16時30分 (1回に30分～1時間)	市内で各団体の希望する場所にお伺いします。	健康推進課(保健センター) ☎ 44・1100 FAX 44・1102 申込受付期限：12月28日ご希望の日程の2か月前までにお申し込みください。
認知症サポーター養成出前講座	認知症を理解し、認知症のかたやその家族を地域で見守る「認知症サポーター」を養成	看護師、地域包括支援センター職員 他	5月14日(月) 13時30分～15時 ※可能な限り前日までに申し込下さい。	御座コミュニティセンター	介護・総合相談支援課 ☎ 44・0284 FAX 44・5260
もの忘れ予防教室	・もの忘れが気になる人 ・もの忘れチェックやレクリエーション	保健師 他	5月28日(月) 13時30分～15時30分 ※可能な限り前日までに申し込下さい。	御座コミュニティセンター	介護・総合相談支援課 ☎ 44・0284 FAX 44・5260
巡回公証相談	相続・遺言、離婚、任意後見、金銭・土地建物の貸借契約などの公正証書作成や会社などの定款認証その他について	伊勢公証役場公証人	5月17日(木) 14時～16時 ※要予約(前日まで)	市役所1階 ⑤番窓口 介護・総合相談支援課	介護・総合相談支援課 ☎ 44・0284 FAX 44・5260

介護予防講演会を開催します

テーマ 「いきいき・楽々生活のための睡眠
～ぐっすり眠るコツ～(予定)」
自分らしい生活を送り、生涯現役であり続けるために・・・いきいきとした体づくりの方法を紹介いたします。お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。
と き 6月16日(土) 9時30分～(開場9時)
ところ 志摩文化会館
申し込み・問い合わせ 介護・総合相談支援課
☎ 44・0284 FAX 44・5260 ✉ kaigosogo@city.shima.lg.jp

志摩市文化協会大王支部 第14回芸能発表会の開催について

志摩市文化協会大王支部の芸能発表会を開催します。民謡や詩吟から、フラダンスをはじめとする踊り、カラオケなど、芸能部の会員が日頃の練習の成果を披露します。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご覧ください。
と き 5月20日(日)10時30分～
ところ 大王公民館
問い合わせ 生涯学習スポーツ課
☎ 44・0339 FAX 44・5263

三重県内男女共同参画連携映画祭2018

三重県の男女共同参画を推進するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と、三重県内の市町が連携し、毎年、映画祭を開催しています。今回、志摩市会場ではディズニーアニメの「ズートピア」を上映します。みなさまお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください♪

上映作品 ディズニーが贈る、感動のファンタジー・アドベンチャー「ズートピア」 2016年製作/108分
内容 さまざまな動物たちが人間のように暮らしている楽園「ズートピア」を舞台に、住人たちの連続行方不明事件を捜査するウサギの新米警官ジュディとキツネのサギ師ニックの奮闘を描く、ディズニーが贈る感動のアドベンチャー・ファンタジーアニメ。差別やさまざまな社会問題が描かれていて、子どもはもちろん、大人も考えさせられる作品です。
と き 6月10日(日) 開場 12:30 / 開演 13:00 / 上映時間 13:10～14:58
ところ 阿児アリーナ ベイホール (阿児町神明1074-14)
定員 512名 入場料 無料(整理券が必要です！)
託児 対象年齢：1歳～9歳/要予約 先着5名 / 5月18日(金)締切
(託児の申し込みは、下記の人権市民協働課まで)
問い合わせ 人権市民協働課 ☎ 44・0227 フレンテみえ ☎ 059・233・1130

※整理券配布について
整理券は、5月14日(月)9時から、人権市民協働課(本庁1階③番窓口)、各支所、阿児アリーナで配布します。先着順で、1人につき最大5枚まで。

広告

シロアリ駆除 キャンペーン

限定30棟
6/30
まで

1階床面積18坪を
特別価格にて
防蟻工事を実施いたします!!

通常価格117,000円(税別)のところ
76,000円(税別)

※18坪以上は、1坪/6,500円(税別)ずつ追加となります。※キャンペーン価格は、レギュラー施工に限りません。
お問い合わせ・お申し込み



イヤナムシナシ
0120-187647

住まいに安心・快適を 株式会社N・U・Cグループ お申込みの際に「広報しまを見た」と必ずお伝え下さい。

NUC Group 中部白蟻研究所

中部白蟻研究所

〒510-0208 鈴鹿市鈴鹿ハイツ1-25 営業時間 8:00～19:00 三重県全域対応します!

5月 広報カレンダー

123日間の無事故・無違反にチャレンジしよう！
—無事故・無違反チャレンジ123参加者募集—

達成チームの中から抽選で豪華賞品(30万円分トラベルギフト券など)が当たります。くわしくはチラシをご覧ください。チラシは市役所、鳥羽警察署、鳥羽地区交通安全協会、南勢志摩地域活性化局、県庁などで配布しています。

募集期間 5月1日(火)～6月29日(金) 参加料 1チーム3千円(一人千円)
問い合わせ チャレンジ実行委員会事務局(三重県 環境生活部 くらし・交通安全課内)
☎059・224・2410 FAX 059・228・4907

各種相談やイベント情報などを掲載しています
※日程などは変更となる場合があります

今月の納税・納付

軽自動車税
固定資産税 1期
国民健康保険税 1期

※口座振替の人は、預貯金残高をご確認ください。
納期限5月31日(木)
市税の納付に関する相談は
収税課 ☎44・0212) まで

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
				波切かつお祭り	あわび王国まつり	
6	7	8	9	10	11	12
	市民課窓口延長 (19時まで)	乳幼児健康相談 (磯部幼保園内) 成人健康相談 (間崎島開発総合 センター)	行政相談 (浜島生涯学習セ ンター)	行政相談 (大王公民館) 認知症カフェ (川辺コミュニテ ィセンター)		
13	14	15	16	17	18	19
	行政相談 (市役所本庁) 市民課窓口延長 (19時まで) 認知症サポーター 養成出前講座 (御座コミュニテ ィセンター)	行政相談 (磯部健康福祉セ ンター「かがやき」) 成人健康相談 (大王公民館)	行政相談 (志摩文化会館) 市こころの相談 (サンライフあご)	巡回公証相談 (市役所本庁)	乳幼児健康相談 (志摩幼保園内)	
20	21	22	23	24	25	26
	市民課窓口延長 (19時まで)		乳幼児健康相談 (大王公民館)			伊勢志摩ツーデー ウォーク
27	28	29	30	31		
伊勢志摩ツーデー ウォーク	乳幼児健康相談 (サンライフあご) 市民課窓口延長 (19時まで) もの忘れ予防教室 (御座コミュニテ ィセンター)	乳幼児健康相談 (サンライフあご)				

市休日夜間応急診療所のご案内

場 所 県志摩庁舎2階
(旧志摩保健所)

電話番号 43・5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 印の日は夜間

19時30分～21時30分

印の日は昼間

(日曜・祝日診療の日)

9時30分～12時00分

13時30分～16時00分

5月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	③	④	⑤
⑥	7	8	9	10	11	12
⑬	14	15	16	17	18	19
⑳	21	22	23	24	25	26
㉗	28	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
③	4	5	6	7	8	9

4月のデータ

人口

全 域

総数 50,826人 (-242) 男 23,773人 (-123) 女 27,053人 (-119)
世帯数 22,846世帯 (-3)

地区別

浜島町 4,387人 (-10) 大王町 6,334人 (-36) 志摩町 10,573人 (-65)
阿児町 21,925人 (-96) 磯部町 7,607人 (-35)
(平成30年3月31日現在)
()内の数字は前月との比較です。

交通

事故数/140件(29) うち人身事故5件(-5) 物件135件(34) 死者数/0人(0)
傷者数/6人(-6)

火災

件数/4件(-1)

救急

出動件数/375件(-7) 広域管内(南勢分署含む) ()内の数字は前年との比較です。

◇コンビニ受診はやめましょう！

◇診療をしない薬のみの処方はありません。

3/31 英虞湾を一望！



横山展望台(天空カフェテラス)の展望デッキと隣接する別の二つの展望台が完成しました。環境省が進める国立公園満喫プロジェクトの一環として整備が進められており、8月には展望デッキの奥にカフェもオープンする予定です。標高140mに位置する三重県産ヒノキ製の展望デッキからは英虞湾の絶景が楽しめます。

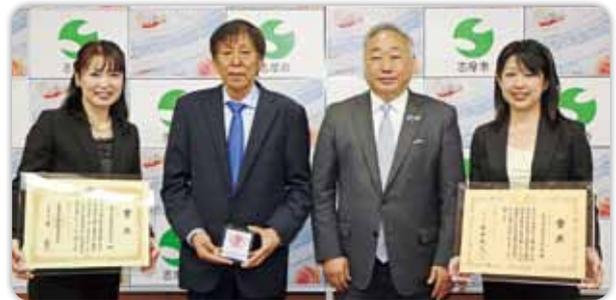
(創造の森横山駐車場から展望台下駐車場までの車道は供用開始していません。展望台へは徒歩でお越しください)

3/31 横山さくらまつり



創造の森横山・桜園で第13回横山さくらまつりが開催されました。

満開の桜の下、物販や音楽会、野点茶会などのイベントが開催され、満開の桜の中、訪れた人はうらかな春の一日を楽しんでいました。(横山さくらまつりは4月8日にも開催)

4/4 立神真珠養殖漁業協同組合
女子部 全国大会受賞報告会

第23回全国青年・女性漁業者交流大会(3月1・2日 東京)で、立神真珠養殖漁業協同組合の女子部の皆さまが発表された「真珠をより普及するためのPR活動や女性の養殖漁業者が活躍できる環境づくりなどの取り組み」が水産庁長官賞を受賞されました。志摩市役所において受賞報告会が開催され、組合長と女子部から市長に報告を行い、市長からお祝いと感謝の言葉が贈られました。

4/5 志摩高等学校漫画・文芸研究部が
認知症カフェ「志摩オレンジ」に
コーヒーメーカーを寄贈

志摩高等学校漫画・文芸研究部が文化祭の売上金で認知症カフェにコーヒーメーカーを寄贈しました。贈呈式では部長の坂本富久果さんが「コーヒーを飲んで会話を弾ませてください」とコーヒーメーカーを竹内市長に手渡しました。

4/6 東海小学校 東海中学校
開校式

新たに、東海小学校・東海中学校が開校しました。(東海小学校坂下吏校長 348名、東海中学校松井幸生校長 191名) 志摩市長から各学校長へ校旗が授与され、新たな伝統と歴史を刻む第一歩を踏み出しました。

3/9 志摩産オリーブオイル発表会



昨年10月に収穫・搾油した志摩産オリーブの試食を兼ねた発表会が、志摩地中海村において行われました。オリーブの栽培は、耕作放棄地の解消や農業活性化を目的に、平成26年度より百五銀行と連携し取り組みを始め、現在、市内で約1,400本が栽培されており、今回、初めて搾油まで行い、関係者にお披露目されました。

3/16 第2回志摩市民病院 臨床実習生卒業式



志摩市民病院は医学生や看護生、理学療法士・作業療法士の受け入れをしており第2回目の卒業式を行いました。地域の皆さまが育てた学生たちが、別れを惜しみながらそれぞれの夢に向かって大きく羽ばたいていきました。

3/20 6次産業化 事業計画認定証交付式



東海農政局では、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を認定しており、このたび、南勢志摩さとうきび振興企業組合がその認定を受けられました。同組合は、耕作放棄地を利用した栽培したさとうきびの加工・販売と観光農園事業への展開を計画しており、今後の取り組みが期待されています。

3/19・23 母校との別れを惜しんで



阿児町東部地区の、5小学校(立神・甲賀・志島・国府・安乗)と2中学校(東海・安乗)の閉校式が行われました。生徒のほか、卒業生や地域住民らも出席し長い歴史を振り返り、校歌を斉唱して慣れ親しんだ母校との別れを惜しましました。

3/26 志摩市地域ブランド 認定書授与式



平成29年度志摩ブランドに認定された商品について、志摩ブランド推進協議会会長である竹内市長より事業者へ認定書の授与を行いました。今回認定された商品は志摩のきんこ(鳥羽志摩農業協同組合)、兵九郎粕漬(井上真珠)、あかもく細うどん(旅館 橘)の3品です。(かっこ内は事業者名)

3/26 ふるさと納税郵便局見守り



市のふるさと納税の返礼品に日本郵便の「郵便局のみまもり訪問サービス」が追加され、協定の締結式を行いました。竹内市長が「有意義な取り組みが返礼品に加わった」と感謝を述べ、日本郵便東海支社の浅井一人経営管理本部長は「地域と支え合って発展していきたい」と話しました。



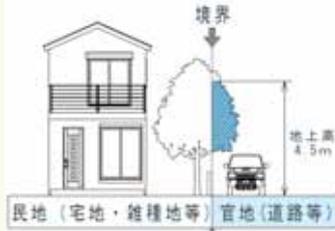
せん 樹木の剪定・刈込みをお願いします

道路上に木の枝や生け垣が張り出したり覆い被さったりすると、そこを通行する歩行者（児童・生徒・高齢者等）や自転車が、樹木を避けるために車道まではみ出さなくてはならず、大変危険です。また、道路の幅員を狭めることとなり、通行車両（緊急車両・公共交通機関等）の通行に支障をきたす場合があります。

さらに、道路標識・カーブミラーなどを見づらくし、**交通事故の原因**にもなりかねませんし、これが原因で事故が発生した場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われる**こともあります。

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため市で切ることではできませんので、**土地所有者に剪定・刈込みをお願い**しています。

特に通学路では、交通事故を未然に防止し、安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、定期的な剪定・刈込みをお願いします。また、お近くでこのような箇所を見かけたら、ご近所同士でお声掛けをお願いします。



※剪定にあたっては、道路から4.5m以上の空間確保を目安をお願いします。

問い合わせ 建設整備課 ☎ 44・0304



不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は、**法律（廃棄物処理法第16条）に違反した犯罪行為**となり、**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその両方に**処せられます。

◎不法投棄の現状

市内の不法投棄に対する苦情相談や通報が多く寄せられています。不法投棄は一部の心ない人により、山林や人通りの少ない道路わき等で行われ、家電製品、家具などの粗大ごみから衣類、食品トレーなど小さなものまで、さまざまなものが捨てられています。

◎投棄物の処理

不法投棄された物は、投棄者が特定できない場合その土地の所有者や管理者が片付けることとなります。※市の清掃センターに持ち込む場合は、事前に申請を出すことで処理手数料が無料になる場合があります（持ち込みできない物もありますのでご確認ください）。

◎不法投棄の監視

市では、不法投棄防止と啓発を図るため、自治会協力のもと不法投棄禁止看板の掲示（公共の土地）、悪質な不法投棄場所への監視カメラの設置及び環境監視員によるパトロールを実施しています。

◎不法投棄への各自の対策

管理が行き届いていない土地は、不法投棄が多くなりがちです。草刈りの実施や柵、ネットを設置するなど、不法投棄をされない環境を整えましょう。

市の清掃センターに持ち込まれた不法投棄物の処理にかかる費用は皆さんの税金で賄われます。所有地に不法投棄された場合や不法投棄をしている人や車を目撃したときは、鳥羽警察署（☎ 0599・25・0110）又は、志摩市役所環境課（☎ 44・0228）へ連絡をお願いします。

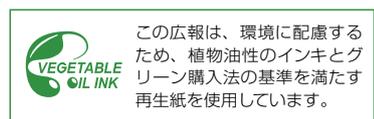


広報しまに関するお詫びと訂正文

広報しま予算特集号(平成30年度施政方針と予算)の記事に右記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

P27 行政組織図内 病院事業部浜島診療所の診療科目について
(誤) 内科、泌尿器科、整形外科、アレルギー科
(正) 内科、泌尿器科、整形外科、アレルギー科、小児科

編集・発行/志摩市 市長官室 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098-22
☎ (0599) 44・0200 FAX (0599) 44・5252
くわしくはWEBで 志摩市役所 検索
shichokoshitsu@city.shima.lg.jp



「広報しま」はボランティア団体のご協力で、視覚障がいのある人に音訳（朗読）CDによる広報をお届けしています。